



大会に参加したみなさん

女性協 第33回定期大会 開く 問題を共有し、話し合おう

女性協議会第三回定期大会が、東京・ブラザエフで9月16日～17日に開かれました。

台風が九州方面に近づく中でしたが、五地連二一単組・四人、本部・講師含め計三十人の参加のもと、盛り沢山の内容で行われました。

16日は坂本福子弁護士から「均等法改正の解説と今後のとりくみ」について、続いて小玉美恵子武蔵大学教授による「放送を別の視点から斬る：語りにくい女性の目線」の講演がありました。

17日は確水・民放労連委員長から、派遣などの不安定な雇用が増加する中での均等法改正の動きなど女性協の運動の必要性についての挨拶のあ

と、定期大会の議題にそって進行し、全員賛成のもと議案を採択しました。

台風接近という事態もあったが、残念ながら雨が降る中での開催ではありましたが、一人ひとりの報告を聞くことができて、それぞれの問題を共有し話し



女性協議会

合することがその一歩であると感じた大会でした。

「今の社会の歪みはワークシェアバランスの問題であり、これを意図していくことで女性に課せられている重荷を取り払えるのではないか」という神内女性協議長の挨拶にもあるように、一つひとつの問題からそれ

「国民投票法案に反対する 民放労連の見解」について

自民・公明の与党と民主憲法、憲法「改正」の手続きを定める「国民投票法案」をそれぞれ国会に提出し、両法案は継続審議となっている。当初の案に盛り込まれていた「虚偽報道の禁止」などのいわゆる「メディア規制案」はほとんど削除されているが、改憲案の内容を広報する「広報協議会」のあり方など、メディアとの関わりについて新たな問題がわき起こっている。労連本部では法案の問題点について議論を重ね、緊急に以下の見解をまとめて、10月6日付で発表した。

労連本部では、「2006年年末競争力」の重点課題の一つとして、「国民投票法案」に反対することを選び、年末闘争の中で、憲法改定をめぐる意見広告のあり方について経営側の

●女性協
URL
<http://www.minpororen.jp/women/index.html>

を取り巻く環境まで取り組んでいくことが必要であることが確認されました。その一環として、定期大会でも呼びかけを行った厚生労働省への省令指針についての意見募集について労連女性協、九州地連女性協などが意見書を提出しました。（定期大会の詳細については次号掲載予定）

見解を明らかにすることなどを統一要求としている。そのため、労連本部として、各組合が経営側に見解を問いたたす際の参考となる考え方について、現時点で考えられる問題点を示したものである。労連本部では、今国会での審議の模様をにらみながら、意見広告のあり方などについて、さらに議論を継続することとしている。

各組合においては、経営側との交渉の場で、「国民投票法案」をめぐる問題について積極的な議論にしたい。また、以下の見解が指摘している問題点について、報道や編成、営業など、関係する職場の組合員を中心にぜひ議論して、補強する意見を出していただきたい。